

意 見 書

平成23年5月30日

情報公開・個人情報保護審査会御中

審査請求人 宮部 龍彦

平成23年5月24日府情個第1614号で通知のあった件につきまして、下記のとおり意見を提出いたします。

1 諮問庁理由説明書1について

「鳥取ループ」は掲示板ではなくブログである。

2 諮問庁理由説明書2について

諮問庁が「人権侵犯事件」としているのは、審査請求人が「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」について論評するために、大阪市人権協会が頒布し、国立国会図書館にも所蔵されている「50年のあゆみ」の、大阪市内の同和地区の名称と区域が掲載されている部分を引用したことである。処分庁は、審査請求人が掲載した情報をインターネットから排除するために、審査請求人に事前に知らせることなくブログの運営会社（FC2）に行政指導を行ったが、FC2から審査請求人に通知があったため、審査請求人の知ることとなったものである。

審査請求人は論評のために読者に対して大阪市人権協会が既に頒布させていた情報を提供しただけであって、それにより誰かの基本的人権が侵害された疑いがあったという事実はない。むしろ、処分庁の行為が憲法第21条第2項で禁止されている検閲であって、審査請求人の基本的人権を侵害する行為である。

3 諮問庁理由説明書4について

少なくとも別表27の情報は、平成22年度（行個）答申第81号により次のとおり判断されたものと、ほぼ同種の情報である。

（以下引用）

文書4の不開示部分は、特定ブログに添付された電子ファイルの内容を印刷したものであるが、いずれも特定の地域に関する情報が部落地名総鑑等の標題とともに多数掲げられており、その内容からして、それが事実か否かを問わず、法務局等が部落差別を助長する可能性のある情報として、重点的にその排除に取り組んできている情報であると見ることができる。

そうすると、法務局等が自ら当該情報を開示することは、これまでの部落差別の解決に向けた取組方針と相反することになることを否定することはできず、諮問庁がその開示に消極的な対応をしていることは、理解し得ないものではない。

しかし、本件は、法に基づく保有個人情報の開示請求であり、しかも、当該情報は、既に審査請求人が知り得ているというにとどまらず、処分庁が審査請求人の開設した特定ブログに掲載されていた内容を印刷して得られたものであり、審査請求人の保有個人情報として、当該情報を開示することが、現状以上の情報拡散をもたらすものではないと認められる。そうであれば、処分庁が当該情報を開示することは、新たな差別の助長につながる行為と言うことはできず、また、差別を助長する行為に加担したものと誤解を生じるとまでは見ることはできない。

したがって、当該情報を開示すると、そのような誤解を通じて、国民からの信頼を失い、その結果、人権擁護行政事務に支障が生ずるとして、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するとした諮問庁の説明を認めることは困難であることから、当該部分は開示すべきである。

(引用ここまで。)

なおかつ、別表27の情報は大阪市人権協会が以前から頒布していたものであって、処分庁が排除に取り組んできた事実はない。大阪市人権協会は同和対策事業の窓口団体であったのに対して、審査請求人は一個人であり、なおかつ過去の同和対策事業や、国や自治体の人権擁護活動に批判的な意見を述べていることから、処分庁により差別的な取り扱いをされたものである。